

※この受験案内に記載されている区分番号1～3については、応募は1職種に限ります。
 ※区分番号4の育児休業等代替会計年度任用職員採用試験は当試験への応募で同時応募が可能です。

**令和5年度(2023年度)
 横須賀市会計年度任用職員採用試験受験案内
 横須賀市役所総務部人事課**

1 募集要項

区分番号	詳細							
1	採用所属	窓口サービス課	職種	窓口サービス業務員(窓口サービス課)週5日	採用人数	6	名	
	業務内容	戸籍・住民基本台帳等に関する届出の受付及び証明書発行等の窓口業務				窓	電	／
	受験資格	窓口や電話での丁寧な対応や案内が可能で、ワード・エクセル等の操作が可能な人						
	月額給与	月額169,098円	加入保険	健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険				
	勤務日数	週5日勤務(土・日曜日、祝日は除く)						
	勤務時間	8:30～17:15のうち6時間45分をシフト勤務(休憩60分)						
	勤務場所	市役所本庁舎(小川町11番地) 窓口サービス課						
	任期・更新	更新回数上限4回(最大任期5年)						
2	採用所属	窓口サービス課	職種	国民年金窓口サービス業務員(窓口サービス課)週5日	採用人数	1	名	
	業務内容	国民年金・国民健康保険の資格取得・喪失に関する届出等の窓口業務				窓	電	／
	受験資格	窓口や電話での丁寧な対応や案内が可能で、ワード・エクセル等の操作が可能な人 市税や保険料を滞納していない人						
	月額給与	月額169,098円	加入保険	健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険				
	勤務日数	週5日勤務(土・日曜日、祝日は除く)						
	勤務時間	8:30～17:15のうち6時間45分をシフト勤務(休憩60分)						
	勤務場所	市役所本庁舎(小川町11番地) 窓口サービス課						
	任期・更新	更新回数上限4回(最大任期5年)						
3	採用所属	地域コミュニティ支援課	職種	窓口サービス業務員(行政センター)週5日	採用人数	4	名	
	業務内容	窓口案内業務、戸籍・住民基本台帳等に関する届出の受付及び証明書発行等の窓口業務				窓	電	／
	受験資格	窓口や電話での丁寧な対応や案内が可能で、ワード・エクセル等の操作が可能な人						
	月額給与	月額169,098円	加入保険	健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険				
	勤務日数	週5日勤務(土・日曜日、祝日は除く)						
	勤務時間	8:30～17:15のうち6時間45分をシフト勤務(休憩60分)						
	勤務場所	逸見行政センター、大津行政センター、北下浦行政センター						
	任期・更新	更新回数上限4回(最大任期5年)						
4	採用所属	名簿登載のため未定	職種	育児休業等代替職員(区分番号1～3の職種と併願可能です)	採用人数	20	名	
	業務内容等	育児休業等代替職員の詳細については「7 育児休業等代替会計年度任用職員について」をご覧ください。						
	月額給与	月額181,830円	加入保険	健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険				
	勤務日数	週5日勤務(原則、土・日曜日・祝日を除く)						
	勤務時間	原則として 8:30～17:15(休憩60分)※職場により変則勤務もあります。						
勤務場所	本庁舎に限らず行政センター等になる場合もあります。							

【業務内容について】

「窓」…窓口対応多し 「電」…電話対応多し 「運」…運転業務あり 「訪」…市民宅等への訪問業務あり

(注)「窓」「電」のマークがない職種についても、窓口対応業務及び電話対応業務が発生する場合があります。

【受験資格及び採用予定人数について】

- (1) 年齢条件 **昭和33年(1958年)4月2日以降に生まれた人**
- (2) 本市に通勤可能な人
- (3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人
(欠格条項)
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 横須賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 外国籍の人も受験は可能ですが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。
また、採用後、「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」にあたる業務には従事できません。

【月額給与について】

- ※ 表中の給与額は新規採用年度の金額となります。
過去10年間に横須賀市の正規職員・非常勤職員・会計年度任用職員(月額)の職歴がある場合は在籍期間に応じて経歴加算により表中の月額給与よりも給与額が高くなる場合があります。
採用後も継続して勤務した場合、毎年4月に前年度の在籍期間をもとに経歴換算の再計算を行い、給与月額が上がる場合があります。ただし、経歴換算は一般職・資格職ともに上限があり、一般職は3年で上限額となります。
- ※ 原則として日額・時給の給与は経歴換算がなく、給与額は固定となります。

【期末手当(賞与)について】

- ※ 1週あたりの勤務時間が15時間30分以上の職員には、6月と12月に期末手当が支給されます。
(令和4年度実績:6月、12月とも最大で月額給与の1.2月分)

【その他の勤務条件等について】

- ※ 月額給与の他に、本市の規定に基づき1カ月55,000円を上限として交通費が支給されます。
(職種によっては、時間外勤務を命じられる場合があります、時間外勤務手当の支給があります)
- ※ 法改正等に伴う制度変更により、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。

2 任用予定期間 **令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)3月31日**

- ※任用期間は原則1年以内とします。任用の更新回数の上限は職種によって異なります。詳細は各職種の「任期・更新」の欄をご確認ください。
- ※勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合に任用の更新ができる場合があります。更新を約束するものではありません。
- ※更新回数の上限に関わらず、年齢65歳に達した日以後の最初の3月31日に退職となります。

3 第1次試験(エントリーシート兼履歴書及び小論文による書類選考)

- エントリーシート兼履歴書及び小論文(別紙)を自書で記入し、採用試験申込書とあわせて郵送で提出してください。
職務に活用できる知識、経験、能力や意欲及び文章表現力等を総合的に評価して合否を決定します。
- ※採用試験申込書、エントリーシートの提出先、受付期間等は「6 申込方法及び受付期間(郵送のみ)」で確認してください。

4 第2次試験(面接試験)

- 1次試験の合格通知とは別に募集所属から日時等を通知します。

5 申込方法及び受付期間(郵送のみ)

※電子メール、ファクスによる申し込みはできません。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">○ 横須賀市会計年度任用職員採用試験申込書1通(自筆)○ エントリーシート兼履歴書(自筆・写真1枚貼付) ※写真(裏面に氏名を記入) 申し込み前3カ月以内に撮影 上半身、脱帽、背景なし 縦4cm、横3cm○ 小論文(別紙)(自筆)
申込方法 (郵送のみ)	申込方法:郵便申込み (あて先)〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所総務部人事課 ※封筒の表面に「採用試験申込書在中」と赤字で記入してください。 ※ 受験票返送のあて先となる郵便番号、住所及び氏名を封筒の表面に記入し84円切手を貼った長形3号(タテ235mm×ヨコ120mm)の返信用封筒を必ず同封してください。 ※なお、一般書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。 ※窓口での受付は行いませんので、上記の宛先に郵送でお申し込みください。
	受付期間:受験案内配布日から 令和5年6月30日(金)消印まで有効 ※同封された返信用封筒で、受付後に受験票をお送りいたします。 令和5年7月7日(金)までに受験票が届かない場合はお問い合わせください。

6 注意事項ほか

- (1) 受付後は、提出いただいた書類は一切返却しません。また、受付後の応募職種の変更はできません。
- (2) 受験にあたっては、第三者からの紹介などは、一切受けておりません。万一、紹介行為などがあった場合は、横須賀市職員倫理条例に抵触することとなり、受験をご遠慮いただくこととなります。
- (3) 正規職員と同じ勤務時間(週5日、1日7時間45分勤務)の職種は兼業禁止となります。
- (4) 第1次試験の不合格者は、結果を請求することができます。なお、電話・郵便・電子メール・ファクスによる請求はできません。請求方法は受験者本人が受験票と身分証をお持ちの上、次のとおり指定する場所及び期間におこしください。それ以外の方法で請求することはできません。
 - ① 請求者 第1次試験の不合格者(受験者本人に限る。)
 - ② 内容 第1次試験の順位、総合得点
 - ③ 場所 総務部人事課(本庁舎(1号館)5階)
 - ④ 期間 第1次試験合格発表日から1カ月間(土日祝日を除く)(午前9時～午後5時)

7 育児休業等代替会計年度任用職員(区分番号4)について

(1) 育児休業等代替会計年度任用職員

一般事務に従事する正規職員の産前・産後休暇及び育児休業(以下、「育児休業等」という)の代替職員として任用する職員です。あらかじめ実施する採用試験の合格者は、「育児休業等代替会計年度任用職員候補者登録名簿(以下、「登録名簿」という)に」登録されます。

正規職員の育児休業等が発生した場合に、業務内容や登録者本人の資格・経験等を考慮した上で、登録名簿登録者の中から面接者を選定して面接試験等を実施し、合格者を採用します。

採用は不定期であるため、職員の育児休業等の取得状況によっては、登録名簿に登録されても採用されない場合もあります。あらかじめご了承ください。

(2) 任用期間

育児休業等を取得する職員の代替となるため、職員が育児休業(産前休暇を取得する場合は産前休暇を含む)に入り復帰するまでの期間となり、おおむね1年以上3年未満の任用となります。

職員の取得する育児休業等取得期間が変更となった場合、任用期間が短縮または延長となることがあります。

ただし、年齢65歳に達した日以後の最初の3月31日に退職となります。

(3) 登録名簿登録期間

令和5年10月1日～令和5年12月31日

採用試験に関する問合せ先 横須賀市総務部人事課 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話 046-822-8175(直通)